

第1節 総則

第1条 (加入条項の適用)

イツコムコミュニケーションズ株式会社(以下「当社」といいます。)、は、当社が定める「イツコムアパートメント(iTSCOM HOME)加入条項」(以下「本加入条項」といいます。))に基づき、イツコムアパートメント(iTSCOM HOME)(以下「本サービス」といいます。))を提供します。

第2条 (用語の定義)

本加入条項においては、次の用語はそれぞれ以下の意味で使用します。

用語	用語の意味
加入契約	本サービスの提供を受けるための契約
利用契約	本サービスの利用を受けるための契約
申込者	本サービスの加入申し込みをする個人または法人
加入者	当社と加入契約を締結している者
利用者	本件建物に居住し当社と利用契約を締結している者
世帯	居住または事業可能な最小の専有区分(入居の有無を問わないものとします。)
本件建物	当社と加入契約を締結しており、複数の世帯が居住する建物
工事負担金	加入者または利用者が利用する標準機器一式の設置工事に要する費用
工事費	利用者が利用する追加契約に伴う機器の設置工事に要する費用
料金等	本サービスに関し、加入者および利用者が当社に対し支払うべき別表に定める対価等
消費税等相当額	消費税法(昭和63年法律第108号)および同法に関する法令に基づき課税される消費税等の額
本アプリ	本サービスを利用する上で必要となるアプリケーション「Taprica(タプリカ)」
サーバ	端末装置に対して、保有している機能やデータを提供する機器
当社の通信設備	本サービスを提供する上で必要なサーバ等の通信機器
ソフトウェア	当社の通信設備とデータ通信を行うなど、本アプリを利用する上で通信機器に必要なシステム
機器	本サービスの利用にあたって使用する、ゲートウェイ、関連端末および付属品の総称
関連端末	IPカメラ、家電コントローラー、スマートロック、美和ロック中継器、センサー、スマートライトおよびスマートスピーカー等のデバイスの総称
その他周辺機器	Zigbee中継器、および当社を経由せずに持ち込まれた機器などの総称
ゲートウェイ	当社の通信設備とデータ通信の際に必要な機器
IPカメラ	Wi-Fiを搭載したカメラ
ドア・窓センサー	扉や窓が開いたことを検知するセンサー
モーションセンサー	赤外線(熱)を検知するセンサー
センサー等	本サービスを利用するために必要となるドア・窓センサー、モーションセンサーの総称
家電コントローラー	赤外線リモコンで動作する家庭用エアコンと照明を操作する機器
スマートロック	遠隔操作、テンキーまたは非接触型ICメディアにより、電氣的に施錠・解錠を可能にする機器
スマートライト	遠隔操作または電球上にあるボタンから電氣的に点灯・消灯・調光を可能にする機器
スマートスピーカー	音声コマンドを用いて一部の関連端末を操作する機能を備えた機器
スマートコントローラー	家電コントローラー1台とスマートスピーカー1台のセット
美和電動サムターンロック	美和ロック中継器と、通信での接続ができる美和ロック株式会社製電動サムターンロック
美和ロック中継器	ゲートウェイと美和ロック株式会社製電動サムターンロックを通信で接続するために使用する機器
Zigbee中継器	ゲートウェイと関連端末(IPカメラおよびスマートコントローラーを除く)の間の電波強度が確保できない場合に使用中継器
標準機器一式	機器のうち、加入するサービスプランに応じて当社が加入者に貸与する機器
追加機器一式	機器のうち、当社が利用者に貸与または販売する機器
セキュリティステッカー	東急セキュリティが利用者に貸与するステッカー
セキュリティ看板	東急セキュリティが加入者に貸与する看板
管理者設定用カード	当社が別表の1.に定めるスマートロックプラン、スマートロック×センサープラン、スマートロック×駆付けプラン、スマートロック×センサー(シェア型)およびスマートロック×センサープラン(シェア型)の加入者に貸与する非接触型ICメディアのカードキー
利用者端末	利用者が所有または管理するスマートフォン、タブレット等
映像データ等	IPカメラから撮影した画像、映像データ等
ID	利用者に付与される本サービスを利用するための各種識別番号
通知	特定の相手に個別に情報を伝えること
告知	広く多くの相手に情報を伝えること

第3条 (本サービスの内容)

本サービスは、本件建物に対し、別表の1.に定めるサービスプランを提供します。
2. 本サービスは、次の通り当社指定の機器でのみ利用できるものとします。なお、ゲートウェイのみの設置を行うことはできません。

品目
ゲートウェイ、IPカメラ、ドア・窓センサー、モーションセンサー、家電コントローラー、スマートロック、スマートライト、スマートスピーカー、美和ロック中継器、Zigbee中継器

- 対象物件の通信環境や利用環境により、当社の通信設備と接続が可能な台数は異なります。
- 利用者は、本サービスの利用の際に、「Taprica利用規約」(以下「本アプリ規約」)に同意する必要があります。また、その他、第三者が別途提示する個別規定またはその他の約款(以下「その他約款等」といいます。))がある場合は、利用者は、当該その他約款等に同意し、それらに従うものとします。
- 本サービス利用上の仕様は変更となることがあります。この場合、当社ホームページ上での掲載等、当社が定める方法により告知をします。

第4条 (提供区域)

本サービスの提供区域は、当社ホームページ上での掲載等、当社が別途定める通りとします。

第2節 加入契約

第5条 (加入契約の有効期間)

- 加入契約の有効期間は、本加入契約締結日から発効するものとします。
- 加入契約の成立後、本サービスの提供可能となった月を提供開始月と定めます。また、提供開始月を含む当該月1日から1年間を契約期間(以下「契約期間」といいます。))とします。なお、本加入契約の有効期間の満了日は、契約期間の満了日と同一とします。

- 本加入契約の有効期間満了の1ヵ月前までに、当社または加入者のいずれからも当社所定の方法により何等の意思表示もない場合には、引き続き契約期間を1年間更新するものとし、以後も同様とします。ただし、本加入契約の最低利用期間については、加入申込書で定めた内容が優先するものとします。

第6条 (加入契約の成立)

- 申込者は、本加入条項を承認の上、当社所定の加入申込書により、当社に本サービスの加入の申し込みを行うものとします。なお、加入契約は、当社が当該申し込みを承諾した時をもって契約の成立とします。
- 加入契約は本件建物ごとに締結されるものとし、当該契約の成立をもって当社は各世帯に本サービスを提供するものとします。
- 別表の1.に定める駆付けプランまたはスマートロック×駆付けプランを希望する加入者は、本加入条項および東急セキュリティが定める駆付けサービス(アパートメント)加入条項(以下「駆付け加入条項」といいます。))に同意の上、当社を介して東急セキュリティに申し込みを行うものとします。なお、加入契約は、東急セキュリティが当該申し込みを承諾した時をもって契約の成立とします。

第7条 (加入契約の不成立)

- 当社は、前条(加入契約の成立)第1項に定める加入契約の申し込みを承諾するにあたり、申込者が次の各号のいずれかに該当する場合は当該申し込みを承諾しないことがあります。
 - 申込者が加入申込書に虚偽の事実を記載した場合
 - 申込者が料金、その他の債務の支払いを現に怠り、または怠るおそれがある場合
 - 申込者が未成年であり、法定代理人の同意を得ていない場合
 - 申込者が本加入条項に違反するおそれがあると認められる場合
 - その他当社の業務の遂行上、著しい支障がある場合
- 前項により本サービスの加入契約の申し込みを承諾しない場合、当社は、申込者に対し、当社所定の方法によりその旨を通知するものとします。

第8条 (利用の条件)

- 利用者は、自己の責任と負担において、本サービスを利用するために必要なインターネット回線(本件建物にてインターネットサービス設備がない場合)、通信機器、電源、電池、ソフトウェア等(以下「設置環境」といいます。))を準備するものとします。
- 前項に定めるインターネット回線については、常時接続されていることを前提とします。インターネット回線の障害または停電、もしくはモバイル端末の利用により、通信が切断されることでサービスが正常に利用できなくなる場合があります。
- 利用者と本サービスを使用する者(以下「使用者」といいます。))が異なる場合は、利用者は使用者に必要な情報を提供するものとし、利用者は、利用契約の全責任を負います。

第9条 (本アプリの提供と管理)

- 利用者は、映像データ等の閲覧その他、本サービスの利用にあたり、本アプリ規約に同意のうえ、本アプリをダウンロード、インストールする必要があることとします。なお、当該利用者端末は、当社指定の推奨環境下でのみ利用できるものとします。
- 本アプリは、インターネットに常時接続された環境下で利用するものとします。
- 利用者は、当社が提供した本アプリその他のソフトウェアを善良なる管理者としての注意をもって適正に管理する責任を負い、第三者に貸与、譲渡、売買等をしてはならないものとします。

第3節 契約事項の変更

第10条 (加入申込書記載事項の変更)

- 加入者は、加入申込書に記載した住所、電話番号、料金支払方法、料金支払口座等の変更がある場合には、当社所定の書類に必要事項を記入して、事前に当社に提出するものとします。
- 加入者は、加入申込書記載の契約プランを変更することはできません。契約プランの変更を希望する場合、第14条(加入者が行う加入契約の解約)の規定に準じて加入契約を解約後、改めて希望するプランの加入契約を締結する必要があります。
- 当社は、第7条(加入契約の不成立)の規定に準じ、前二項の請求および通知を承諾しない場合があります。この場合、当社は、当該加入者に対し、当社が定める方法によりその旨を通知します。
- 第2項に規定する請求を当社が承諾する場合は、提出された書類に記載された契約変更希望日を、原則として当該契約変更日とします。第1項の規定による変更の場合は、提出された書類を当社が受領した日を、原則として当該契約変更日とします。ただし、第5項の場合においては、別途定める日を当該契約変更日として取り扱うものとします。
- 当社が特に認める場合に限り、加入者は、本条に規定する書類の提出に代え、当社が定める方法で当該変更の請求、および通知ができるものとします。

第11条 (名義変更および権利譲渡等)

- 加入者は、契約名義を変更することはできません。ただし、以下のいずれかに該当し、当社が特に変更を認める場合はこの限りではありません。
 - 加入者の改称
 - 承継
 - 譲渡
- 前項第2号または第3号の場合は、新加入者が旧加入者の未払い金の支払いについて承諾した場面に限るものとします。
- 前二項の規定により契約名義を変更しようとする加入者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、名義変更希望日の10日前までに当社に提出するものとします。
- 前各項の名義変更により、契約を承継する者は、加入者が負う一切の義務を承継するものとします。
- 加入者は、名義変更による場合を除き、本サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡、買入れ、または貸与することはできません。

第4節 本サービス提供の停止等

第12条 (当社が行う本サービス提供の停止)

- 当社は、加入者が次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの全部または一部の提供を停止することがあります。
 - 本サービスの料金等、その他当社に対する債務の履行を怠った場合、または怠るおそれがある場合
 - 加入申込書に虚偽の事項を記載したことが判明した場合
 - 第31条(禁止事項)、第33条(機密保持)第1項の規定に違反した場合
 - その他、当社が本サービスの提供を不適当と判断した場合
- 当社は前項の規定により、本サービスの提供を停止するときは、当該加入者に対しその理由および停止期間を当社が定める方法により通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第13条 (当社が行う本サービスの休止)

- 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの全部または一部の提供を休止することがあります。
 - 当社の通信設備の保守作業または工事上やむを得ない場合
 - 当社の通信設備に障害が生じた場合
 - 天災地変等の不可抗力
- 当社は、前項の規定により本サービスの利用を休止する場合、可能な限り事前に、その理由、実施期間を、当社ホームページ上での掲載等、当社所定の方法により告知するものとします。ただし、緊急等やむを得ない場合は、この限りではありません。

第5節 加入契約の解除

第14条 (加入者が行う加入契約の解約)

加入者は、第5条(加入契約の有効期間)の規定にかかわらず、毎月末日付にて、加入契約を解約することができます。この場合には、当該加入者は当社所定の書類に必要事項を記入して、解約を希望する日の

- 1 ヶ月前までに当社に提出するものとします。
- 前項に規定する書類を当社が受領した場合は、書類に記載された解約希望日を、当該契約解約日として取り扱います。また、当該契約解約日を本加入契約の終了日と定めます。なお、第3項の場合においては、別途定める日を当該契約解約日として取り扱うものとします。
- 当社が定めた要件を満たす加入者については、本条で定める解約手続きについて簡略化できることがあるものとします。
- 加入契約の解約に伴い、当社と利用者との間で締結された利用契約についても、同時に解除されるものとします。ただし、利用者が第3条（本サービスの内容）第2項に定める機器を使用するサービスと同等のサービスの利用を希望する場合、標準機器一式を当社に返還の上、当社が別途定める iTSCOM HOME 契約約款、イツコムサービス契約約款およびその他約款等に同意のうえ申し込みを行い、当該約款等に定める料金を支払うことで iTSCOM HOME を利用することができるものとします。

第15条（当社が行う加入契約の解除）

- 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第5条（加入契約の有効期間）の規定にかかわらず、加入契約を解除することができるものとします。
- （1）第12条（当社が行う本サービス提供の停止）第1項の規定により本サービスの加入を停止された加入者が、当該停止期間内にその原因となった事由を解消しない場合
 - （2）当社、加入者のいずれの責にも帰するところでない事由により、本サービスの提供が困難な場合
- 加入者が、加入者が第12条（当社が行う本サービス提供の停止）第1項各号のいずれかに該当する場合で、その原因となった事由が当社の業務遂行上支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条に定める本サービスの提供の停止をすることなくその加入契約を解除することができるものとします。
 - 当社は、前二項の規定により加入契約を解除しようとするときは、あらかじめ書面により加入者にその旨を通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
 - 第1項および第2項の規定により加入契約が解除されたときは、加入契約が解除された日を本サービスの提供終了日と定めます。
 - 加入契約の解除に伴い、当社と利用者との間で締結された利用契約についても、同時に解除されるものとします。ただし、利用者が第3条（本サービスの内容）第2項に定める機器を使用するサービスと同等のサービスの利用を希望する場合、標準機器一式を当社に返還の上、当社が別途定める iTSCOM HOME 契約約款、イツコムサービス契約約款およびその他約款等に同意のうえ申し込みを行い、当該約款等に定める料金を支払うことで iTSCOM HOME を利用することができるものとします。

第6節 管理者設定用カードとパスワード

第16条（管理者設定用カードおよびパスワードの管理）

- 当社は、別表の1. に定めるスマートロックプラン、スマートロック×センサープラン、スマートロック×駆けつけプラン、スマートロックプラン（シェア型）およびスマートロック×センサープラン（シェア型）の契約の成立に伴い、加入者に管理者設定用カードを貸与およびパスワードを付与します。加入者は、パスワードを自ら設定、変更するものとします。
- 加入者は、管理者設定用カードおよびパスワードの管理、使用において全ての責任を持つものとします。
 - 加入者が第14条（加入者が行う加入契約の解約）の規定により加入契約を解約する場合、もしくは第15条（当社が行う加入契約の解除）の規定により加入契約が当社により解除された場合、加入契約の終了日または本サービスの提供終了日以降、当該加入者は管理者設定用カードとパスワードを利用する権利を失うものとします。

第7節 料金等

第17条（料金等）

- 料金等は、別表に定める通りとします。
- 加入者は、別表記載の金額（消費税等相当額を含んだ額）を支払うものとします。また、消費税等相当額の算定基準となる消費税率は、料金等が発生する月の属する月のものが適用されるものとします。なお、料金等の金額計算で1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額を請求します。
 - 当社は、料金等を定めることがあります。この場合、当社は改定の1ヶ月前までに、当社ホームページ上での掲載等、当社が定める方法によりその旨を告知します。

第18条（加入者の支払い義務）

- 加入者は、その契約内容に応じ、前条（料金等）で規定する料金を当社に支払う義務を負うものとします。なお、別表に定める施設利用料については、各世帯の同居の有無および利用の有無を問わないものとします。また、駆けつけプランまたはスマートロック×駆けつけプランを締結した加入者は、駆けつけ加入条項の規定により、東急セキュリティより当社が譲り受けた債権（駆けつけ加入条項の規定により支払いを要することになった料金等に関わる債権）の額に相当する料金を当社に支払う義務を負うものとします。
- 第10条（加入申込書記載事項の変更）の規定により加入者の契約内容が変更されたときは、加入者は変更後の契約内容に応じ、前条（料金等）で規定する料金を当社に支払う義務を負うものとします。
 - 料金等のうち、別表に定める施設利用料、別表に定める工事負担金および工事費の支払い義務は、本サービスの提供を開始した日の属する月に発生するものとします。
 - 第12条（当社が行う本サービス提供の停止）の規定により、本サービスの提供が停止された場合における当該停止期間の利用料金は、当該サービスが利用されていたものとします。
 - 第13条（当社が行う本サービス提供の休止）の規定により、本サービスの提供が休止された場合における当該休止期間の利用料金は、当該サービスが利用されていたものとします。ただし、当社の責に帰すべき事由により、本サービスを全く利用できない状態が生じ、かつ、当社がこのことを知ったときから起算して月のうち連続10日以上この状態が継続したときは、対象となる加入者に対し当該月の料金等の支払い義務を免ずるものとします。

第19条（料金等の請求時期および支払期限等）

- 当社は、加入契約成立後、支払期限を定めて加入者に料金等を請求します。なお、料金等の金額計算で1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額を請求します。
- 前項の規定により料金等の請求を受けた加入者は、当社が指定する期限までに、当社が指定する方法により、当該料金等（消費税等相当額を含んだ額）を支払うものとします。
 - 加入者は、第1項の料金等について、当社の承諾を得たうえで、前項の規定に基づき第三者に支払わせることができるものとします。

第20条（加入契約終了に伴う料金等の精算方法）

- 第14条（加入者が行う加入契約の解約）第1項、第3項および第15条（当社が行う加入契約の解除）第1項、第2項の規定により、月の途中で加入契約が解除されたときは、料金等は第14条（加入者が行う加入契約の解約）第2項および第15条（当社が行う加入契約の解除）第4項に定める本サービスの提供終了日の属する月の末日まで発生するものとし、日割り計算による精算は行わないものとします。

第21条（遅延損害金）

- 加入者が料金その他本加入条項に基づく支払いを遅延した場合は、その遅延金額に対し年14.6%（年365日の日割り計算により）の割合による遅延損害金を、支払期限の翌日より完済に至るまで当社に支払うものとします。

第8節 機器

第22条（機器の設置および費用負担）

- 機器の設置工事は当社が行うものとし、標準機器一式の設置工事に要する費用は加入者が、追加機器一式の設置工事に要する費用は利用者がそれぞれ負担するものとします。なお、当該工事の保証期間は工事が完了した日より1年間とします。
- 利用者は、利用者の各種変更の希望により設置工事を要する場合には、その費用を負担するものとします。

第23条（機器の撤去および費用負担）

- 第14条（加入者が行う加入契約の解約）第1項、第3項および第15条（当社が行う加入契約の解除）第1項、第2項の規定により加入契約が終了したときは、機器を撤去します。この場合、標準機器一式の撤去に要する費用は加入者が、追加機器一式の撤去に要する費用は利用者がそれぞれ負担するものとします。なお、加入契約が終了した後も利用者が第14条（加入者が行う加入契約の解約）第4項および第15条（当社が行う加入契約の解除）第5項に定める手続きを行う場合、当社は、標準機器一式のみ撤去するものとします。
- 撤去に伴い、本件建物の復旧を要する場合、加入者または利用者はその復旧費用を負担するものとします。

第24条（責任事項）

- 当社は、当社の通信設備について維持管理責任を負います。なお、加入者は当社の通信設備の維持管理の必要上、第13条（当社が行う本サービス提供の休止）第1項の規定により、本サービスの提供が一時的に休止することがあることを承認するものとします。

第25条（設置場所の無償使用）

- 当社は、機器を設置するために必要最小限において、本件建物を無償で使用できるものとします。
- 加入者は、加入契約の締結について、地主、家主、その他の利害関係人があるときには、あらかじめ必要な承諾を得ておくものとし、このことに関して責任を負うものとします。

第26条（便宜の供与）

- 加入者は、当社または当社の指定する業者が機器の検査、修復等を行うために、本件建物の出入りについて協力を求めた場合はこれに便宜を供するものとします。

第27条（故障）

- 本サービスに異常が生じた場合、加入者は本件建物のインターネット回線設備に異常がないことを確認のうえ、当社に通知するものとします。この場合、当社または当社の指定する業者は、速やかに当社の通信設備を調査し、適切な措置を講じます。ただし、本件建物のインターネット回線設備に起因する異常については、この限りではありません。
- 前項の調査の結果、異常、故障が加入者の責に帰すべき事由によるものであった場合、または当社の通信設備等に故障のないことが明らかな場合は、その調査または修理に要した費用は加入者が負担するものとします。

第28条（機器）

- 加入者は、別表の1. に定めるサービスプランに応じて、当社より標準機器一式の貸与を受けることができるとし、利用者は、当社より加入者が貸与を受けた標準機器一式を利用することができるものとします。
- センサープラン（シェア型）に居住する利用者は、標準機器一式に加え、ゲートウェイを設置することで関連端末の遠隔操作を行うことができます。また、スマートロックプラン（シェア型）およびスマートロック×センサープラン（シェア型）に居住する利用者は、標準機器一式に加え、ゲートウェイを設置することで関連端末の遠隔操作およびスマートロックの非接触型ICメディアによる認証を行うことができます。ゲートウェイの利用には、利用条項に同意の上、当該利用条項に定める料金を当社に支払うことで当社より貸与を受けるものとします。
 - 第1項において当社より貸与を受けた加入者は、第14条（加入者が行う加入契約の解約）第2項に定める契約解約日、第15条（当社が行う加入契約の解除）第4項に定める提供終了日、および第10条（加入申込書記載事項の変更）第4項に定める契約変更日にも、すみやかに当社に機器および貸与物を返還するものとします。
 - 加入者が故意または過失により機器および貸与物を破損もしくは紛失、または返還しない場合、ならびにパスワードを失念した場合、加入者は、別表に定める機器損害金を当社に支払うものとします。
 - 第1項に定める機器において、加入者または利用者は、特定の関連端末のみの解約を行う場合、第10条（加入申込書記載事項の変更）または第14条（加入者が行う加入契約の解約）に規定する当社への申告をせず特定の関連端末の取り外しを行った場合は、料金等の支払い義務は継続して発生するものとします。
 - 加入者は、当社が必要に応じて行う機器のバージョンアップ作業の実施に同意するものとします。
 - 加入者は、当社が提供する機器以外の機器を使用して本サービスを利用することはできません。なお、譲渡された機器について当社は一切保証しないものとします。
 - 加入者が加入契約を解約または解除した場合において、本サービスの継続を希望する利用者は、第14条（加入者が行う加入契約の解約）第4項および第15条（当社が行う加入契約の解除）第5項に定める手続きを行う場合、第5項の規定にかかわらず、当社が利用者に貸与または販売した追加機器一式を継続して使用できるものとします。
 - 第1項および第7項の規定にかかわらず、家電コントローラーおよび美和ロック中継器以外の関連端末については当社より貸与を受けずに利用者が用意した関連端末を利用することができます。ただし、利用者が用意した関連端末については当社は一切保証しないものとします。
 - 美和電動サムターンロックの型番等は、当社ホームページ上での掲載等、当社が定める方法により告知または通知するものとします。

第29条（機器の故障・修理・交換）

- 当社より貸与を受ける機器に故障が生じた場合、当社は無償にて当社が定める必要な措置を講ずるものとします。なお、加入者は機器を本来の用法に従って使用するものとします。また、当社が認める場合を除き、加入者は機器の交換を請求できません。

第9節 駆けつけサービス

第30条（駆けつけサービス）

- 東急セキュリティは、別表の1. に定める駆けつけプランまたはスマートロック×駆けつけプランを選択した加入者に対し、セキュリティ看板を貸与します。セキュリティ看板は本件建物にのみ設置できるものとし、加入者がセキュリティ看板をその他の物件に譲渡することはできません。
- センサー等を利用する利用者は、東急セキュリティが定める駆けつけサービス（アパートメント）利用条項（以下「駆けつけ利用条項」といいます。）およびイツコムアパートメント（iTSCOM HOME）利用条項に同意の上、東急セキュリティと駆けつけサービス（アパートメント）利用契約（以下「駆けつけ利用契約」といいます。）を締結することにより、駆けつけサービスを利用することができます。
 - 東急セキュリティは、駆けつけサービスの利用者に対し、セキュリティステッカーを貸与します。セキュリティステッカーは契約した世帯にのみ貼付できるものとし、利用者がセキュリティステッカーをその他の物件に譲渡することはできません。
 - 加入者および利用者は、加入者が加入契約を解約または解除、利用者が利用契約を解約または解除、その他理由により、当社または東急セキュリティが返還を求めた場合は、セキュリティ看板またはセキュリティステッカーをすみやかに東急セキュリティに返還するものとします。なお、加入者は、セキュリティ看板の撤去およびセキュリティステッカーを剥がしたことにより生じた傷について当社、東急セキュリティおよび利用者が免責されることをあらかじめ承諾するものとします。
 - 駆けつけサービス（アパートメント）に関しては、駆けつけ加入条項を優先的に適用することとし、駆けつけ加入条項に特に記載のない事項に関しては本加入条項を適用するものとします。なお、東急セキュリティは、駆けつけ加入条項第8条（加入契約の不成立）に該当する場合、または、駆けつけ加入条項第25条（反社会的勢力の排除）第1項に違反するおそれがある場合、もしくは、同条第2項に該当する場合は、駆けつけ加入契約を承認しない場合があります。その場合、加入者は、別表の1. に定める駆けつけプランまたはスマートロック×駆けつけプランを利用することはできません。

第10節 雑則

第31条（禁止事項）

- 加入者は、本サービスの利用にあたり、次の各号に該当する行為を行うことができないものとします。
- （1）機器および施設の改変行為
 - ①当社から貸与した機器を譲渡、買入れ、転貸する行為、またはそのおそれのある行為

- ②当社から貸与した機器または当社施設を変更、分解、改変または付加物等を取り付ける、またはそのおそれのある行為。ただし、天災地変、または、その他の非常事態に際して保護する必要があるとき、保守の必要があるとき、もしくは、当社が業務の遂行上支障がないと認める場合は、この限りではありません。
- ③不正な手段を用いて当社が本サービスを提供するために使用する設備に接続する行為
- (2) 当社の承諾のないサービスの利用行為
- ①本サービスを利用して営利目的の活動をする、またはしようとする行為
- ②ID、パスワードおよび加入者回線等番号を不正使用する行為
- ③本サービスを第三者が利用できる状態にする、またはそのおそれのある行為
- (3) 本アプリおよびデータの不正使用
- ①本アプリを変更し、またはリバースエンジニアリング（主にソフトウェアの内容を解析して、人間が読み取り可能な形に変換することを指します）、逆コンパイル、逆アセンブルその他これらに類する行為、またはそのおそれのある行為
- ②本アプリの全部または一部を複製、翻案、翻訳もしくは編集その他の変更を加える行為、またはそのおそれのある行為
- ③本アプリの全部または一部を、有償、無償を問わず公衆送信、頒布、譲渡、貸与その他利用する、またはそのおそれのある行為
- (4) 違法・有害情報に関する行為
- ①当社もしくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- ②当社および第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- ③当社および第三者を不当に差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、当社および第三者への不当な差別を助長し、またはその名誉もしくは信譽を毀損する行為
- ④詐欺、児童売買、預貯金口座および携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれの高い行為
- ⑤わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待に相当する画像、映像、音声もしくは文書等を送信または表示する行為、またはこれらを取録した媒体を販売する行為、またはその送信、表示、販売を想起させる広告を表示または送信する行為
- ⑥薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれの高い行為、または未承認医薬品等の広告を行う行為
- ⑦販売または頒布をする目的で、広告規制の対象となる希少野生動物種の個体等の広告を行う行為
- ⑧貸金業を営む登録を受けず、金銭の貸付の広告を行う行為
- ⑨無限連鎖講（ネズミ講）を開発し、またはこれを勧誘する行為
- ⑩当社の設備等に蓄積された情報を不正に書き換え、消去する、またはそのおそれのある行為
- ⑪第三者になりすまして本サービスを利用する行為
- ⑫ウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信、掲載する、またはそのおそれのある行為
- ⑬無断で当社および第三者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、または社会通念上当社および第三者に嫌悪感を抱かせる、もしくはそのおそれのあるメールを送信する行為
- ⑭第三者の設備等または本サービスに用いる設備等の利用、もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
- ⑮本サービスの提供に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
- ⑯違法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為
- ⑰違法行為（けん銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を請け負い、仲介しまたは誘引（他人に依頼することを含みます。）する行為
- ⑱人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上第三者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為
- ⑲人を自殺に誘引または勧誘する行為、または第三者に危害のおよぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為
- ⑳その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様または目的でリンクをはる行為
- ㉑犯罪や違法行為に結びつく、またはそのおそれの高い情報や、他者を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者をして掲載等させることを助長する行為
- ㉒その他、公序良俗に違反し、または当社および第三者の権利を侵害すると当社が判断した行為
- (5) その他
- ①火災や事故等の危険な事象を引き起こすおそれのある行為
- ②その他、本サービスの運営を妨げるなど、当社が不適当と判断する行為
- ③その他、法令に違反し、またはそのおそれのある行為

第32条（損害賠償の免責および特約事項）

- 当社が、第12条（当社が行う本サービス提供の停止）、第13条（当社が行う本サービス提供の停止）、第36条（本サービスの廃止）の規定により、本サービスの提供を停止、休止、廃止したことによって、加入者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。
2. 第11条（名義変更および権利譲渡等）の規定により、名義変更を行ったことによって加入者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。
3. 加入者が、本サービスの利用により第三者に損害を与えた場合、当社の責に帰すべき事由を除き、当該加入者は自己の責任と費用において解決するものとし、当社がセキュリティおよびソフトウェア開発企業は一切責任を負わないものとします。
4. 管理者設定用カード、ID、パスワードおよびスマートロック等の管理不十分や使用の過誤、第三者の不正使用により加入者または利用者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。
5. 加入者が、前条（禁止事項）、次条（機密保持）第1項について、過失、不正、違法な行為を犯し、当社に損害を与えた場合には、当社は、当該加入者に対して相応の損害賠償請求を行うことができます。
6. 第14条（加入者が行う加入契約の解約）および第15条（当社が行う加入契約の解除）の規定により加入契約が解除されたことにより、当社が損害を被った場合には、当社は、当該加入者に対して相応の損害賠償請求を行うことができます。ただし、当社の責に帰すべき事由により加入契約が解除された場合はこの限りではありません。
7. 第三者の責めに帰すべき事由により本サービスを提供できない状態が発生した場合、当社は、加入者の請求に基づき、第三者から受領する損害賠償額を限度として、加入者に対する損害賠償額を適正に算定し賠償するものとします。ただし、当該賠償は、当該事実が発生した日から起算して3ヵ月以内に請求されたものに限るものとします。
8. 当社は、本サービスの提供の状態を確認するために、第34条（個人情報）の規定を遵守した上で、加入者の使用する関連端末と電気信号による通信を行うことができます。
9. 当社は加入者に対し、当社が認めた各種情報を電子メール等により提供することができるものとします。
10. 加入者は、天災地変、またはその他の非常事態の際に第29条（機器の故障・修理・交換）に規定する当社が定める必要な措置が速やかに実施できない場合があることにあらかじめ同意するものとします。
11. 設置環境については、加入者が自己の責任により確保するものとします。なお、加入者は、設置環境により、本サービスの一部または全部の機能に制限が発生すること、または継続的に提供されない場合があることにあらかじめ同意するものとします。
12. 本サービスは、設置環境によって誤検知または非検知となる場合を含め、正確性、有用性、確実性および完全性を保証するものではありません。
13. 当社は、本サービスに係る工事完了の確認、障害時の対処その他緊急事態の場合にのみ利用者の承諾のもと、映像データ等の閲覧等を行うものとします。なお、当該行為にかかる責任は全て利用者が負うものであり、その後当社に対して一切の異議を唱えないことを、あらかじめ承諾するものとします。
14. 当社は、本条の規定に起因し、加入者に何等かの損害、損失、不利益等が発生したとしても責任を負いません。
15. 本サービスの利用に関連して生じた侵入、盗難その他の事件・事故の発生および生命、身体、財産に生じた損害に起因し加入者および利用者が損害を被った場合ならびに当社が規定する範囲を超えて機器およびその他周辺機器を使用したことに起因し加入者および利用者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。
16. スマートロックの提供に際し、シリンドラ錠に起因する故障や不具合等ならびにその対応に要した費用については、第29条（機器の故障・修理・交換）の規定にかかわらず、当社は保証しないものとします。

第33条（機密保持）

- 加入者および当社は、本サービスの提供に関連して知り得た相手方の機密情報を、加入契約終了後といえども相手方の同意なしに第三者に開示または提供しないものとします。
2. 当社は、刑事訴訟法第218条（令状による差し押え・捜査・検証）その他同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、当該法令および令状に定める範囲で、前項の守秘義務を負わないものとします。
3. 当社は、警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士会、裁判所等の法律上の照会権限を有する者から、法令等に基づき照会を受けた場合、第1項の規定にかかわらず、機密情報の照会に応じることができるものとします。
4. 当社は、第1項の規定にかかわらず、当社と秘密保持条項を含む業務委託請負契約を締結した外部委託業者等に、当社が業務上必要な加入者の機密情報を提供することがあります。

第34条（個人情報）

- 当社は、加入者の個人情報を別途当社が定める「個人情報保護方針」および「個人情報の取り扱いについて」に基づいて適正に取り扱うものとします。
2. 当社は、加入者の個人情報を当社が定める利用目的以外に利用しないものとし、加入者の同意なしに第三者に開示または提供しないものとします。
3. 当社は、刑事訴訟法第218条（令状による差し押え・捜査・検証）その他同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、当該法令および令状に定める範囲で、前項の守秘義務を負わないものとします。
4. 当社は、警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士会、裁判所等の法律上の照会権限を有する者から、法令等に基づき照会を受けた場合、第1項の規定にかかわらず、個人情報の照会に応じることができるものとします。

第35条（加入条項の変更）

当社は、当社ホームページ上での掲載等、当社が定める方法で加入者に告知することにより、サービス内容等を変更することができるものとします。その場合の提供条件は、変更後の本加入条項によりします。

第36条（本サービスの廃止）

- 当社は、当社の都合により本サービスを廃止する場合があります。この場合、加入契約は、廃止と同時に終了するものとし、当該廃止の日をもって本サービスの提供終了日とします。
2. 当社は、前項の場合には、本サービスを廃止する日の3ヵ月前までに、当社ホームページ上での掲載等、当社が定める方法により本サービスを廃止する旨を告知します。

第37条（反社会的勢力の排除）

- 加入者および当社は、現在または過去5年以内において、自己または自己の役員が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。違反した場合は利用契約を解除することがあります。ただし、法令により取引が義務付けられているものを除きます。
- (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (5) 役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 加入者および当社は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。
- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 相手方の業務を妨害する行為、または妨害するおそれのある行為
- (5) 風説を流布し、または偽計もしくは威力を用い、相手方の名誉や信用等を毀損し、または、毀損するおそれのある行為
- (6) その他前各号に準ずる行為
3. 加入者または当社が、第1項の規定に基づく確約に違反し、または前項各号のいずれかに該当する行為をした場合には、相手方は即時に利用契約を解除することができるものとします。

第38条（国内法への準拠）

本加入条項は日本国内法に準拠するものとし、加入契約により生じる一切の紛争等については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第39条（定めなき事項）

本加入条項に定めなき事項が生じた場合は、当社および加入者は、加入契約締結の主旨に従い、誠意をもって協議の上、解決に当たるものとします。

本加入条項に関する付則

- (1) 当社は特に必要があるときには、本加入条項に特約を付することができるものとします。
- (2) 第6条（加入契約の成立）第3項の規定にかかわらず、「駆けつけプラン」および「スマートロック×駆けつけプラン」は、2021年6月30日に新規受付を終了しています。
- (3) 第2条（用語の定義）に定める「スマートロック」は、「スマートロックプラン（シェア型）」を除き、2021年11月30日に新規受付を終了しています。
- (4) 本加入条項は、2024年4月1日より施行します。

別表
※本表に記載する金額は全て税込みです。消費税等相当額の算定基準となる消費税率は、料金等が発生する日の属する月のものが適用され、契約締結日以降に消費税率が変更になった場合、税込み金額は変動します。

1. 施設利用料 (月額利用料)

サービスプラン	施設利用料 (月額利用料)	標準機器一式/世帯 (加入者へ貸与)	追加機器一式 (利用者へ貸与)	サービス内容
センサープラン	1,650円/世帯	ゲートウェイ1台	-	利用者は、基本利用料、ゲートウェイ1台分の月額レンタル料、センサー等のうちいずれか2台分の月額レンタル料が無料。
		センサー等 (いずれか2台)	-	
駆けつけプラン (*2)	1,650円/世帯	ゲートウェイ1台	-	本件建物にセキュリティ看板を貸与。利用者は基本利用料、ゲートウェイ1台分の月額レンタル料、センサー等1台分の月額レンタル料が無料。利用者は駆けつけサービスの月額利用料が無料となり、セキュリティステッカーの貸与を受けられる。
		センサー等 (いずれか1台)	-	
スマートロックプラン (*1) (*2)	1,650円/世帯	ゲートウェイ1台	-	加入者に管理者設定用カードを貸与。利用者は、基本利用料、ゲートウェイ1台分の月額レンタル料、スマートロック1台分の月額レンタル料が無料。
		スマートロック1台	-	
		非接触型ICメディア (カードキー) 3枚	-	
スマートロック×センサープラン (*1) (*2)	2,200円/世帯	ゲートウェイ1台	-	加入者に管理者設定用カードを貸与。利用者は、基本利用料、ゲートウェイ1台分の月額レンタル料、スマートロック1台分、センサー等のうちいずれか2台分の月額レンタル料が無料。
		スマートロック1台	-	
		非接触型ICメディア (カードキー) 3枚	-	
		センサー等 (いずれか2台)	-	
スマートロック×駆けつけプラン (*1) (*2)	2,200円/世帯	ゲートウェイ1台	-	本件建物にセキュリティ看板を貸与。加入者に管理者設定用カードを貸与。利用者は、基本利用料、ゲートウェイ1台分の月額レンタル料、センサー等のうちいずれか1台分の月額レンタル料が無料。利用者は駆けつけサービスの月額利用料が無料となり、セキュリティステッカーの貸与を受けられる。
		スマートロック1台	-	
		非接触型ICメディア (カードキー) 3枚	-	
		センサー等 (いずれか1台)	-	
センサープラン (シェア型)	550円/世帯	-	ゲートウェイ1台	利用者は、センサー等2台分の月額レンタル料が無料。本サービスを利用するために必要となる基本利用料およびゲートウェイは、利用者の負担とする。
		-	センサー等 (いずれか2台)	

サービスプラン	施設利用料 (月額利用料)	標準機器一式/世帯 (加入者へ貸与)	追加機器一式 (利用者へ貸与)	サービス内容
スマートロックプラン (シェア型) (*1)	550円/世帯	-	ゲートウェイ1台	加入者に管理者設定用カード貸与。利用者は、スマートロック1台分の月額レンタル料が無料。本サービスを利用するために必要となる基本利用料およびゲートウェイは、利用者の負担とする。
		スマートロック1台	-	
スマートロック×センサープラン (シェア型) (*1) (*2)	990円/世帯	-	ゲートウェイ1台	加入者に管理者設定用カード貸与。利用者はスマートロック1台およびセンサー等のうちいずれか2台分の月額レンタル料が無料。本サービスを利用するために必要となる基本利用料およびゲートウェイは、利用者の負担とする。
		スマートロック1台	-	
		センサー等 (いずれか2台)	-	

※施設利用料は、各世帯の入居の有無および利用の有無を問わないものとします。
※本加入条項とあわせて、別に定める「イツコムひかり アpartment加入条項」または「イツコムアパートメント加入条項」の加入契約を締結した加入者が、サービスプランに応じてセンサー等1台の貸与を受ける場合、上記の標準機器一式に含めて利用することができるものとします。
(*1)別に定める「イツコム アpartment加入条項」または「イツコムひかり アpartment加入条項」との同時契約に関する特約の場合に限り、月額利用料から月額550円/世帯割引くものとします。また、その他の条件は、同特約の記載の通りとなります。
(*2)新規申込の受付は終了しています。

2. 工事負担金および工事費

別途見積り

3. 機器損害金

品名	機器損害金 (課税対象外)	
ゲートウェイ	16,000円/台	
IPカメラ	20,000円/台	
ドア・窓センサー	6,000円/台	
モーションセンサー	6,000円/台	
家電コントローラー	25,000円/台	
スマートスピーカー	12,000円/台	
スマートロック	35,000円/台	
美和ロック中継器	20,000円/台	
スマートライト	2,600円/個	
非接触型ICメディア	ユーザーカード	1,000円/枚
	管理者設定用カード	1,000円/枚
	オーナーICカード / マスターICカード	2,200円/枚

●「イツコムアパートメント加入条項」または「イツコムひかり アpartment加入条項」との同時契約に関する特約

1. (申し込み)

加入者は、本加入条項の次のいずれかのサービスプランと、別に定める「イツコムアパートメント加入条項」または「イツコムひかり アpartment加入条項」の次のサービスプランを同時契約する場合、本特約が適用されます。

○イツコムアパートメント (iTSCOM HOME) 加入条項

サービスプラン
スマートロックプラン
スマートロック×センサープラン
スマートロック×駆けつけプラン
スマートロックプラン (シェア型)
スマートロック×センサープラン (シェア型)

○イツコムアパートメント加入条項

サービスプラン
TV(Hit Pot) & NET(160M) & IH(センサー)プラン

○イツコムひかり アpartment加入条項

サービスプラン
TV(Hit Pot) & NET(300M) & IH(センサー)プラン

2. (月額利用料)

加入者は、次のサービスプランの場合に限り、別表の1. 施設利用料 (月額利用料) に定める金額から月額550円/世帯割引いた以下の月額利用料が適用されます。

サービスプラン	月額利用料
スマートロックプラン	1,100円/世帯
スマートロック×センサープラン	1,650円/世帯
スマートロック×駆けつけプラン	1,650円/世帯
スマートロック (シェア型) プラン	0円/世帯
スマートロック×センサープラン (シェア型)	440円/世帯

●クレジットカード支払いに関する特約

1. 加入者は、加入者が指定するクレジットカードで、当該クレジットカード会社の規約に基づいて料金を支払うものとします。
2. 加入者は、加入者から当社に申し出ない限り、継続して前項と同様に料金を支払うものとします。また、加入者が指定したクレジットカード会社の指示により、加入者が指定したクレジットカード以外で、当社が料金等の請求をした場合も、加入者は、当該請求に基づき支払うものとします。
3. 加入者が指定したクレジットカード番号および有効期限に変更があった場合、加入者は遅滞なく当社にその旨を連絡するものとします。ただし、加入者は、加入者が指定したクレジットカード会社より、クレジットカード番号および有効期限に変更があった旨の通知を当社が受ける場合があることを、あらかじめ承諾するものとします。
4. 当社は、加入者が指定したクレジットカードの会員資格を喪失した場合はもちろん、加入者の指定したクレジットカード会社の利用代金の支払状況によっては、当社または加入者の指定したクレジットカード会社の判断により一方的にクレジットカード支払いを拒否するものとします。